

鹿部商工会員の皆様へ

鹿部町新北海道スタイル実践
支援事業補助金制度のご案内

鹿部町水産経済課

1 補助金の目的

町内の事業所等が新型コロナウイルス感染症の予防対策や3密防止等北海道が提唱する北海道スタイルの実践に要する経費に対して補助金を交付します。

2 補助対象事業者について

補助の対象となる事業者は次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 商工会の会員である者
- (2) 事業を営むにあたり必要な許認可を受けている者

3 補助事業のスケジュールについて

- (1) 補助事業期間
補助金交付決定日から令和3年1月31日まで
- (2) 補助金申請受付期間
令和2年10月9日から令和2年10月30日まで
(郵送による申請の場合は、令和2年10月30日消印有効)
- (3) 補助対象となる事業
北海道スタイルに基づく新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を図るため、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に発注、購入又は契約等を行った事業が対象（補助決定前の場合、着手している事業の場合は、補助申請書一式の提出のほかに、補助金交付決定前着手届が必要になります）
- (4) 補助決定日
令和2年11月6日以降
- (5) 補助事業実績報告期限
補助事業完了日の30日以内又は令和3年2月1日までのうち、いずれか早い日まで

4 補助対象事業等について

1 用語の定義

(1) 商工会

商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。

(2) 事業用備品

事業者が事業の用に供する資産のうち、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第3号から第7号までに掲げるものをいう。

(3) 事業用施設

事業者が事業の用に供する資産のうち、所得税法施行令第6条第1号及び第2号に掲げるものをいう。

(4) 改修

町内に事業用施設を有する者が、既存の事業用施設の性能や機能を従前の水準まで回復させる又は従前の水準以上に改善させるために施す工事をいう。

(5) 新北海道スタイル

北海道が提唱する新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る指針をいう。

■「新北海道スタイル」の具体的な取組み(「新北海道スタイル安心宣言」より抜粋)

- 1 スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
- 2 スタッフの健康管理を徹底します。
- 3 施設内の定期的な換気を行います。
- 4 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
- 5 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・ 間仕切りなどの活用。
 - ・ 人数制限や空席の確保。
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
- 6 お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
- 7 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。(感染症対策の可視化(見える化))

※ 「新北海道スタイル」の詳細については、北海道庁公式ホームページにて確認することができます。



2 補助対象事業一覧表

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新北海道スタイルに基づく新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を図るため、補助対象者が令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に発注、購入又は契約等を行った次の事業となります。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助回数
事業用備品 購入	事業用備品の購入に関する経費。 ただし、当該備品一式単価が10 万円以上のものを対象とする。	10分の9 以内	50万円	
事業用施設 改修	事業用施設の改修に関する経費。 ただし、当該経費20万円以上の ものを対象とする。	10分の9 以内	100万円	補助できる回 数は、1補助 対象者あたり 1回

5 事業採択の基本的な考え方

事業の採択にあたっては、新型コロナウイルス感染症の予防対策や3密防止等北海道が提唱する新北海道スタイルの実践に資する事業となるかを精査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

6 補助対象事業の例

事業区分	事業例	効果
事業用 備品購入	飛沫感染防止パネル	飛沫感染防止
	仕切りポール（ソーシャルディスタンス確保が可能なもの）	飛沫感染防止
	自動型手指消毒器	消毒
	器具用消毒器	消毒
	オゾン発生装置	消毒
	除菌剤噴霧装置	消毒
	紫外線照射機	消毒
	自動ソープディスペンサー	接触機会の減少
	サーキュレーター	換気
	空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）	衛生管理
	非接触型体温計	衛生管理
	テレワーク対応パソコン関係機器（WEBカメラ）	接触機会の減少
	セルフレジ	接触機会の減少
	キャッシュレス化対応レジ	接触機会の減少
事業用 施設改修	既設手動水栓の自動水栓改修	衛生管理
	既設換気扇改修（ウイルス対策可能なもの）	換気
	既設網戸改修	換気
	既設空調設備改修（ウイルス対策可能なもの）	換気
	事業用施設の壁や開口部の改修工事（ソーシャルディスタンス確保のため）	衛生管理

※ 事業用備品が目的外使用になり得るものは補助対象経費とはなりません。

※ 事業用施設と住宅等が併用となっている場合は、対象事業部分と非対象事業部分を見積書等で区分しなければなりません。ただし、区分することが困難な場合は、延べ床面積で按分するものとします。

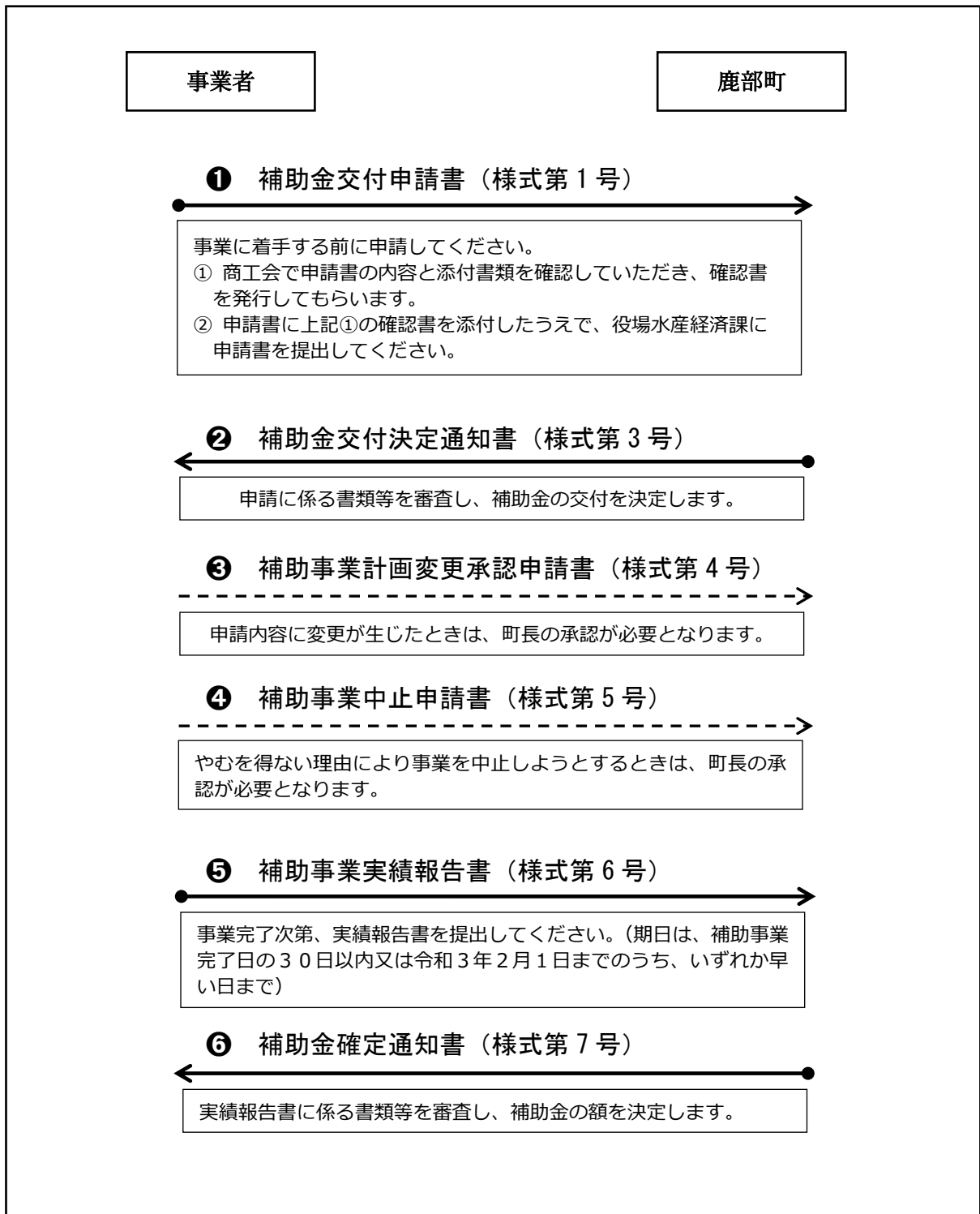
※ 例示している事業であっても、補助金制度の主旨から逸脱した事業については補助対象事業とはなりません。

※ 1事業区分で複数の備品購入又は改修を行う場合は、補助金交付申請書（様式第1号）のほかに、経費の内訳を示す資料（経費内訳書）を添付してください。

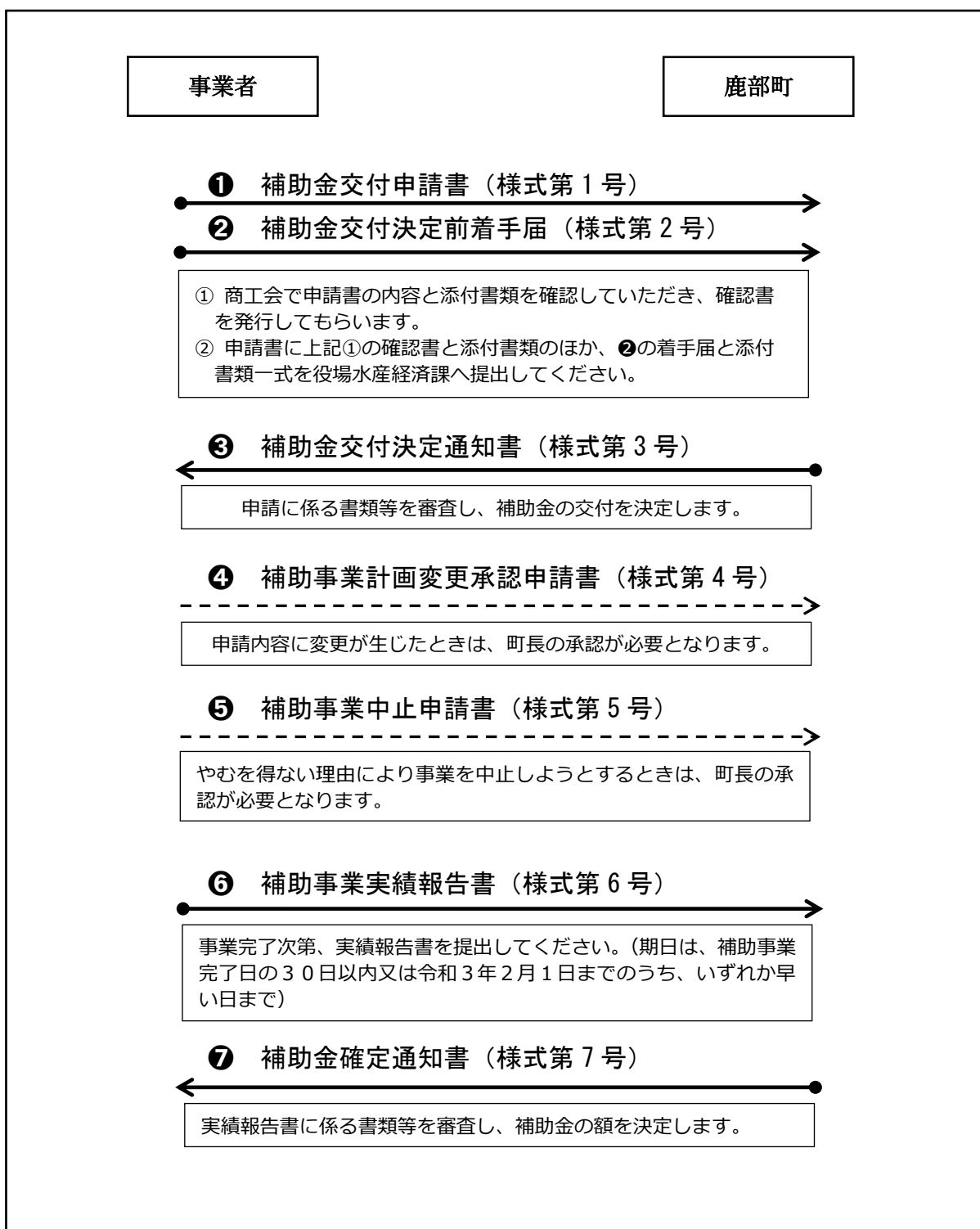
7 補助金の申請手続きについて

補助金の交付を受けようとする方は、鹿部町新北海道スタイル実践支援事業補助金交付要綱の規定により次のとおり申請を行ってください。

(1) 補助金の交付の決定を受けてから事業に着手する場合



- (2) 補助金の交付の決定を受ける前（※）から事業を着手している場合
 ※ 令和2年5月29日から交付の決定を受ける日までの期間



※ 申請書等の記載方法は、「補助金交付申請書等記載例集」を確認してください。

8 補助金の決定の取消しについて

補助金の決定を受けた補助事業者が、次に該当する場合には補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる場合があります。

- (1) 詐欺若しくは不正の行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定後5年以内に許可なく営業を停止したとき（やむを得ない事情によるものを除く。）。
- (4) 補助金の交付決定後5年以内に許可なく補助対象の事業用施設を転貸、移転、譲渡、又は廃棄したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

9 帳簿及び書類の備え付けについて

補助事業の実施年度の翌年度から5年間、補助事業に係る事業の実施状況等について報告を求め、又は調査する場合があります。

10 お問い合わせ先

鹿部町水産経済課（担当者：竹内）

電話番号 01372-7-5298